

栃木県公報

令和 5 (2023)年 3月31日(金) 号 外 第 28 号

	目	次	_			
	規	則				
○栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部	3改正	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		1
○農業委員会等に関する法律に基づく交付	・金の交付の基 訓	準に関する 令	る規則の一部改正	E		2
○栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の		•		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		2
○栃木県危機管理のための宿日直に関する	規程の一部改	(正		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
	合 同					
○栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
○栃木県企業局組織規程の一部改正	企 業					6
○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他						
○栃木県企業局企業職員給与規程の一部改						
○栃木県公営企業財務規程の一部改正	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		14
_	4-	-				
	規	貝				
栃木県規則第30号						
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部	るを改正する規	則を次の。	ように定める。			
令和5年3月31日						
11449 + 971914			长上思如本	7=	п =	
	一部を改正す	・る規則	栃木県知事	福	田富	<u> </u>
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和						_
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の	124年栃木県規	則第82号)	の一部を次の。	ように改	正する。	_
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和	124年栃木県規	則第82号)	の一部を次の。 見定に下線で示っ	ように改	正する。	_
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改 正 後 別記(第1条関係)	124年栃木県規	則第82号)	の一部を次の。 見定に下線で示っ 改 1 条関係)	ように改 すように 正	正する。 改正する。	
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改 正 後 別記(第1条関係) 細 目 表	124年栃木県規・の改正後の欄	則第82号) に掲げるま 別記(第	の一部を次の。 見定に下線で示っ 改 1条関係) 細 目	ように改 けように 正 表	正する。 改正する。 前	
 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表改正 改正後 別記(第1条関係) 細目表 番号種別金額備 	124年栃木県規	則第82号) に掲げるま 別記(第 番号	の一部を次の。 見定に下線で示っ 改 1 条関係)	ように改 すように 正	正する。 改正する。	考
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改 正 後 別記(第1条関係) 細 目 表	124年栃木県規・の改正後の欄	則第82号) に掲げるま 別記(第	の一部を次の。 見定に下線で示っ 改 1条関係) 細 目	ように改 けように 正 表	正する。 改正する。 前	考
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改 正 後 別記(第1条関係) 細 目 表 番 号 種 別 金額 備 略	124年栃木県規・の改正後の欄	則第82号) に掲げるま 別記(第 番号	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	考
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改 正 後 別記(第1条関係) 組 目表 番号種別金額備 略 路 収方箋 略 略 5の2 又は指示書 略	124年栃木県規・の改正後の欄	則第82号) に掲げる 別記(第 番号 略	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	考
 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表改正 改正後 別記(第1条関係) 細目表番号種別金額備 略 5の2 欠は指示書 家畜信 	124年栃木県規 ・の改正後の欄 考 - 云染病予防	則第82号) に掲げる 別記(第 番号 略	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別 処方箋 又は指	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	
 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表改正 改正後 別記(第1条関係) 細目表 番号種別金額備 略 5の2 又は指示書 家畜債法第3 	124年栃木県規 ・の改正後の欄 考 <u> </u>	則第82号) に掲げる 別記(第 番号 略	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別 処方箋 又は指	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	考
栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改 正 後 別記(第1条関係) 組 目表 番号種別金額備 略 路 収力箋 略 略 5の2 又は指示書 家畜伝法第3 豚熱ワ 1項に	124年栃木県規 ・の改正後の欄 考 - 云染病予防	則第82号) に掲げる 別記(第 番号 略	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別 処方箋 又は指	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	考
 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改正後 別記(第1条関係) 細目表 番号種別金額備 略 5の2 又は指示書 ぶ畜行法第3 上項で 接種票 5の3 クチン 接種票 550 特定を 防疫技 	124年栃木県規 の改正後の欄 考 三 交 素 の で 大 の で 大 の で の で で の で の で の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	則第82号) に掲げる 別記(第 番号 略	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別 処方箋 又は指	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	考
 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改正後 別記(第1条関係) 細目表 番号種別金額備 略 5の2 欠は指示書 「<u>豚熱ワ</u>」 (<u>大変を</u>) 「<u>大変を</u>) 	124年栃木県規機・の改正後の機・の改正後の横巻の改正後の横巻の改正後の横巻を変える。	則第82号) に掲げる 別記(第 番号 略	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別 処方箋 又は指	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	
 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表 改正後 別記(第1条関係) 細目表 番号種別金額備 略 5の2 又は指示書 ぶ畜行法第3 上項で 接種票 5の3 クチン 接種票 550 特定を 防疫技 	124年栃木県規機・の改正後の機・の改正後の横巻の改正後の横巻の改正後の横巻を変える。	則第82号) に掲げる 別記(第 番号 略	の一部を次の。 見定に下線で示す 改 1条関係) 細 目 種 別 処方箋 又は指	ように改 すように 正 表 金額	正する。 改正する。 前 備	考

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(2)

(畜産振興課)

栃木県規則第31号

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則(昭和60年栃木県規則第64号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(交付決定の基礎)	(交付決定の基礎)
第2条 前条第2号の農業者の数は、直近に公表さ	第2条 前条第2号の農業者の数は、直近に公表さ
れた農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39	れた農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39
号) 第1条の調査による	号)第1条の調査による <u>総農家数及び土地持ち非</u>
総農家数によるものとする。	農家数中の総農家数によるものとする。
2 前条第3号の農地面積は、前項に規定する調査	2 前条第3号の農地面積は、前項に規定する調査
による <u>経営耕地の面積 による</u>	による経営耕地の状況中の経営耕地総面積による
ものとする。	ものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(農政課)

訓

栃木県訓令第4号

本 庁 出先機関

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程(昭和34年栃木県訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後			改	正	前	
別表第1 (第	3条関係)			別表第1 (第	3条関係)		
貸与区分	消防防災 従事す		消防学	校職員	貸与区分	消防防災 従事す		消防学	校職員
種類	数量	貸 期 間	数量	貸 期 間	種類	数量	貸 期 間	数量	貸 期 間
防災服	略	略			冬防災服	略	略		
					夏防災服	1 着	36 月		
アポロキャップ	略	略	1 個	36 月	冬 略 帽	略	略		
					夏 略 帽	1 個	36 月		
半 長 靴			1 足	36 月	半 長 靴	1 足	36 月		
救 助 靴			1 足	略	救 助 靴	1 足	36 月	2 足	略

冬 制 服			略	略	冬	制	服	1	<u>着</u>	36	月	略	略
略					略								
冬 制 帽			略	略	冬	制	帽	1	個	<u>36</u>	月	略	略
略					略								
ネクタイ			略	略	ネ	クタ	イ	1	本	36	月	略	略
ベルト	1 本	略	1 本	36 月	~	ル	 	2	本	略			
略					略								
					救	助	服					1 着	36
ヘルメット			略	略	~)	レメッ	<i>,</i>					略	略
	•	•								•			•

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県訓令第5号

本 庁

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程(平成20年栃木県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前
(設置)		(設置)
第2条 略		第2条 略
2 宿日直員は、所属長(栃木県行政組織規程(昭]	2 宿日直員は、所属長(栃木県行政組織規程(昭

和39年栃木県規則第27号)第9条第1項の表(9) 危機管理防災局の部に規定する課の長をいう。以 下同じ。) が当該所属に勤務する職員のうちから 定める。

和39年栃木県規則第27号)第9条第1項の表(3) 県民生活部の部 に規定する課の長をいう。以 下同じ。) が当該所属に勤務する職員のうちから 定める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(危機管理課)

令 訓 同

栃 木県 栃木県公営企業 栃木県教育委員会 版本県人事委員会 本本 副令第2号 栃木県監査委員 栃木県労働委員会 栃木県議会 栃木県警察本部

知事部局本庁 知事部局出先機関 企 業 局 教育委員会事務局 人事委員会事務局 (4)

監查委員事務局 労働委員会事務局 議会事務局 警 察 本 部

栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月31日

> 木 県 知 事 富 福 田 栃木県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理 晃 太 郎 栃木県人事委員会委員長 井 濹 栃木県代表監査委員 濹 降 森 栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己 栃木県議会議長 山 形 修 治 栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令

栃木県広聴及び広報事務運営規程(昭和50年栃木県・栃木県教育委員会・栃木県人事委員会・栃木県監査委 員・栃木県地方労働委員会・栃木県議会・栃木県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

氹 正 後

(広聴広報計画)

- 第4条 総合政策部長は、広聴及び広報事務の円滑 かつ効率的な運営を図るため、翌年度の広聴広報 実施方針を定め、毎年2月末日までに、知事部局 本庁の各部局長、会計局長、企業局長、教育長、 人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委 員会事務局長、議会事務局長及び警察本部長(以 下「部局長等」という。) に通知するものとす
- 2 部局長等は、前項の規定に基づき、その分掌す る事務に係る広聴及び広報事務の実施について、 年間広聴広報計画案を策定し、毎年3月末日まで に総合政策部長に提出するものとする。
- 3 総合政策部長は、前項の規定によって提出され た年間広聴広報計画案に基づき、年間広聴広報計 画を策定するものとする。

(広聴広報企画委員等の設置)

- 第5条 次に掲げる部局等に、広聴広報企画委員及 び広聴広報事務担当者各1名を置く。
 - (1) 各部局 (栃木県部局設置条例(平成18年栃 木県条例第49号) 第1条に定める部及び局をい う。以下同じ。)

 $(2) \sim (4)$ 略

2 · 3 略

る。

(広聴広報企画委員等の選任)

- 第6条 広聴広報企画委員は、次の各号に掲げる部 局等の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者 をもって充てる。
 - (1) 略
 - (2) 各部局(総合政策部を除く。)、企業局及び 教育委員会事務局 総務主幹

改 (広聴広報計画)

第4条 県民生活部長は、広聴及び広報事務の円滑 かつ効率的な運営を図るため、翌年度の広聴広報 実施方針を定め、毎年2月末日までに、知事部局 本庁の各部長、会計局長、企業局長、教育長、 人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委 員会事務局長、議会事務局長及び警察本部長(以 下「部局長等」という。) に通知するものとす

正

前

- 2 部局長等は、前項の規定に基づき、その分掌す る事務に係る広聴及び広報事務の実施について、 年間広聴広報計画案を策定し、毎年3月末日まで に県民生活部長に提出するものとする。
- 3 県民生活部長は、前項の規定によって提出され た年間広聴広報計画案に基づき、年間広聴広報計 画を策定するものとする。

(広聴広報企画委員等の設置)

- 第5条 次に掲げる部局等に、広聴広報企画委員及 び広聴広報事務担当者各1名を置く。
 - (1) 各部__ (栃木県部設置条例__ (平成18年栃 木県条例第49号) 第1条に定める部をい う。以下同じ。)

 $(2) \sim (4)$ 略

2 • 3 略

(広聴広報企画委員等の選任)

- 第6条 広聴広報企画委員は、次の各号に掲げる部 局等の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者 をもって充てる。
 - (1) 略
 - (2) 各部 (総合政策部を除く。)、企業局及び 教育委員会事務局 総務主幹

(3) 略

 $2\sim5$ 略

(会議の構成員等)

第9条 前条の会議の構成員、主宰者及び当該会議 の事務の所管課等は、次のとおりとする。

主宰者	所 管
, , , , ,	課 等
総合政策	略
部長	
•	
知事部局	各部局
本庁の各	の幹事
部局長	課
教育長	教育委
	<u>員</u> 会事
	務局教
	育政策
	課
総合政策	略
<u>部長</u>	
	部長 知事部局 本庁の各 部局長 教育長

2 会議は、主宰者が招集する。

3

_主宰

者は、会議に出席する委員を、構成員のうち、審議事項に関係のある委員に限定することができる。

附則

① 略

(3) 略

 $2\sim5$ 略

(会議の構成員等)

第9条 前条の会議の構成員、主宰者及び当該会議 の事務の所管課等は、次のとおりとする。

会 議	構 成 員	主宰者	所 管課 等
広聴広報 企画委員 会議	広聴広報企画 委員	県民生活 部長	略
略			
広聴広報委員会議	各部 の課及 び室の 広聴 な 報委員 教育委員 会事 務局の 広聴 広報 委員	知事部局 本庁の各 部長 教育長	各部 部 課 教 員 務 課 教 員 務 課
略	第5条第2項第3号を第5号の第5号の第5号の第5号のでは第5号のでは第5号のでは第5号を表する。	<u>県民生活</u> 部長	略

- 2 広聴広報企画委員会議は毎年度当初に、広聴広報事務担当者会議、広聴広報委員会議及び広聴広報 地方委員会議は必要の都度開くものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、会議の主宰者は、 必要があると認める場合には、臨時に会議を招集 することができる。この場合において会議の主宰 者は、会議に出席する委員を、構成員のうち、審 議事項に関係のある委員に限定することができ る。

附則

- 1 略
- 2 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第4条から第6条までの規定の適用については、第4条第1項中「各部長」とあるのは「各部長(国体・障害者スポーツ大会局長を含む。以下同じ。)」と、第5条第1項第1号中「定める部」とあるのは「定める部及び国体・障害者スポーツ大会局」と、第6条第1項中「各部(総合政策部」とあるのは「各部(総合政策部及び国体・障害者スポーツ大会局」と、同項中「(3) 警察本部 県民広報相談課広報管理官」と

「(3) 国体・障害者スポーツ大会局 総 (4) 警察本部 県民広報相談課広報管 務企画課主幹 とする。 理官

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(広報課)

業 企 局

栃木県公営企業管理規程第4号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局組織規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (課、班及び担当)

第2条 企業局に本庁として、次の表の左欄に掲げ る課を置き、課の下にそれぞれ右欄に掲げる班及 び担当を置く。

課	名	班	•	担	当	名
略						
電気	(課	管理担当	施設排	旦当_		
略						

(分掌事務)

第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとす

経営企画課

- (1)~(24) 略
- (25) 再生可能エネルギー等による電源開発の企 画調査に関すること。

(26) 略

地域整備課 略

電気課

(1)~(7) 略

(8) 略

水道課 略

2 略

(発電管理事務所)

第6条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務 は、次のとおりとする。

名 称	位置	所	掌	事	務	
栃木県	日光	$1 \sim 6$	略			
今市発	市					

(課、班及び担当)

第2条 企業局に本庁として、次の表の左欄に掲げ る課を置き、課の下にそれぞれ右欄に掲げる班及 び担当を置く。

課	名	班	•	担	当	名
略						
電気	、課	管理担当	施設	担当 <u></u>	電源開発担	当
略						

(分掌事務)

第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとす

経営企画課

(1)~(24) 略

(25) 略

地域整備課 略

電気課

- (1)~(7) 略
- (8) 再生可能エネルギー等による電源開発の企画 調査に関すること。
- (9) 略

水道課 略

2 略

(発電管理事務所)

第6条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務 は、次のとおりとする。

名 称	位置	所 掌 事 務
栃木県 今市発	日光	1~6 略 <u>7</u> 再生可能エネルギー等によ

 電管理 事務所
 瀬川
 電管理 事務所
 瀬川
 る電源開発の企画調査に関すること。

 2 略
 2 略

附則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第5号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後改正前

(勤務時間)

第2条 略

2 略

3 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) <u>第22条</u> <u>の4第1項</u> の規定により採 用された企業職員

__(以下「<u>定</u>年前

再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者の権限を行う知事が定める。

4 略

- 5 常勤職員、育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任</u> <u>用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務 職員等(以下「職員」という。)の勤務時間の割 振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、管理 者の権限を行う知事は、特に必要と認めるとき は、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間 30分を超えない範囲内において、これを変更する ことができる。
 - (1) (2) 略
 - (3) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任 期付短時間勤務職員等

第1号に掲げる時間帯のうち、1週間ごとの 期間について、1日につき7時間45分を超えな い範囲内で管理者の権限を行う知事が割り振る 時間

6 略

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、次のとおりとする。ただし、管理者の権限を行う知事は特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(勤務時間)

第2条 略

2 略

3 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) <u>第28条</u> <u>の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された企業職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者の権限を行う知事が定める。

4 略

- 5 常勤職員、育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び特定業務任期付短時間勤務職員等(以下「職員」という。)の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者の権限を行う知事は、特に必要と認めるときは、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えない範囲内において、これを変更することができる。
 - (1) (2) 略
 - (3) <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び特定業務任 期付短時間勤務職員等

第1号に掲げる時間帯のうち、1週間ごとの 期間について、1日につき7時間45分を超えな い範囲内で管理者の権限を行う知事が割り振る 時間

6 略

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、次のとおりとする。ただし、管理者の権限を行う知事は特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 略
- (2) 育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等 第2条第5項第2号又は第3号に規定する勤 務時間のうちに、前号の規定の例により管理者 の権限を行う知事が別に定める時間
- 2 略

(育児短時間勤務)

- 第5条 地方公営企業法第39条第5項の規定により 読み替えて適用される育児休業法第10条第1項の 規定に基づき管理者の権限を行う知事が定める勤 務の形態は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等 管理者の権限を行う知事が別に定める勤務の形態

(週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

$2 \sim 4$ 略

5 管理者の権限を行う知事は、前項の規定により 週休日及び勤務時間を割り振る日を定める場合に は、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児 短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児 短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務 職員等にあっては8日以上の週休日)を設け、か つ、勤務日(第2項から前項までの規定により勤 務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が 引き続き12日を超えないようにしなければならな い。

(年次休暇)

- 第11条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員 等 20日を超えない範囲内で管理者の権限を行 う知事が別に定める日数

- (1) 略
- (2) 育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び特定業務任期付短時間勤務職員等 第2条第5項第2号又は第3号に規定する勤務時間のうちに、前号の規定の例により管理者の権限を行う知事が別に定める時間
- 2 略

(育児短時間勤務)

- 第5条 地方公営企業法第39条第5項の規定により 読み替えて適用される育児休業法第10条第1項の 規定に基づき管理者の権限を行う知事が定める勤 務の形態は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び特定業務任 期付短時間勤務職員等 管理者の権限を行う知 事が別に定める勤務の形態

(週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員 及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

$2 \sim 4$ 略

5 管理者の権限を行う知事は、前項の規定により 週休日及び勤務時間を割り振る日を定める場合に は、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児 短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児 短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時 間勤務職員 及び特定業務任期付短時間勤務 職員等にあっては8日以上の週休日)を設け、か つ、勤務日(第2項から前項までの規定により勤 務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が 引き続き12日を超えないようにしなければならな い。

(年次休暇)

- 第11条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び特定業務任期付短時間勤務職員等 20日を超えない範囲内で管理者の権限を行う知事が別に定める日数

$2 \sim 7$ 略

(組合休暇)

第15条 略

2 略

3 年度の中途において新たに職員となった者の組 合休暇の期間は、その者の当該年度における在職 期間に応じ、別表第3の日数の欄に掲げる日数 (育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤 務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等に あっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者 の権限を行う知事が別に定める日数)とする。

(非常勤職員の勤務条件)

第22条 企業職員のうち、非常勤職員(育児短時間 勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特 定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務 条件については、第2条から前条までの規定にか かわらず、職員の勤務条件との権衡を考慮し、管 理者の権限を行う知事が別に定める。

期

間

別表第1 (第13条関係)

特別休暇の対象となる場合

10,000	774 114
1~6 略	
6の2 職員が不妊治療に係 る通院等のため勤務しない ことが相当であると認めら れる場合	一の年度において 10日
7~12 略	-> 4gEd1 1.5 \\ \) \\
13 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)が出産する場合	3日(育男短短時間 勤務職員等時間 <u>落職員</u> 短特時 所再 <u>任</u> 用短び短時 大田 大田 大
14 職員の妻が出産する場合 であってその出産予定日の 8週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日	当該期間内における5日(育児短時間勤務職員等、 <u>定</u> 年前再任用短時間

$2 \sim 7$ 略

(組合休暇)

第15条 略

2 略

3 年度の中途において新たに職員となった者の組 合休暇の期間は、その者の当該年度における在職 期間に応じ、別表第3の日数の欄に掲げる日数 (育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び特定業務任期付短時間勤務職員等に あっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者 の権限を行う知事が別に定める日数)とする。

(非常勤職員の勤務条件)

第22条 企業職員のうち、非常勤職員(育児短時間 勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び特 定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務 条件については、第2条から前条までの規定にか かわらず、職員の勤務条件との権衡を考慮し、管 理者の権限を行う知事が別に定める。

別表第1 (第13条関係)

特別休暇の対象となる場合	期間
1~6 略	
6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者の権限を行う知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
7~12 略	
13 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)が出産する場合	3日(育等) 第職時間 一月等等務職員 一月等務職員 一月時間 一日時間 一日 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間
14 職員の妻が出産する場合 であってその出産予定日の 8週間(多胎妊娠の場合に	当該期間内におけ る5日(育児短時 間勤務職員等、 <u>再</u>

あっては、14週間)前の日 任用短時間勤務職

から当該出産の日以後1年|勤務職員及び特定| を経過する日までの期間に ある場合において、当該出 産に係る子又は小学校就学 の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。)を 養育する職員が、これらの 子の養育のため勤務しない ことが相当であると認めら れる場合

業務任期付短時間 勤務職員等にあっ ては、その者の勤 務時間を考慮し、 管理者の権限を行 う知事が定める日 数)の範囲内の期

15 中学校就学の始期に達す るまでの子(配偶者の子を 含む。以下この項において 同じ。)を養育する職員 が、その子の看護(負傷 し、若しくは疾病にかかっ たその子の世話又は疾病の 予防を図るために必要なも のとして管理者の権限を行 う知事が定めるその子の世 話を行うことをいう。)の ため勤務しないことが相当 であると認められる場合

一の年度において 5日(小学校就学 の始期に達するま での子が2人以上 の場合にあっては 10日、育児短時間 勤務職員等、定年 前再任用短時間勤 務職員及び特定業 務任期付短時間勤 務職員等にあって はその者の勤務時 間を考慮し、管理 者の権限を行う知 事が定める日数) の範囲内の期間

16 要介護者の介護その他の 管理者の権限を行う知事が 定める世話を行う職員が、 当該世話を行うため勤務し ないことが相当であると認 められる場合

一の年度において 5日 (要介護者が 2人以上の場合に あっては10日、育 児短時間勤務職員 等、定年前再任用 短時間勤務職員及 び特定業務任期付 短時間勤務職員等 にあってはその者 の勤務時間を考慮 し、管理者の権限 を行う知事が定め る日数) の範囲内 の期間

17・18 略

19 夏季における盆等の諸行 事の場合又は職員が心身の 健康の維持及び増進若しく は家庭生活の充実を図る場

一の年の7月から 9月までの期間内 における6日(育 児短時間勤務職員 等、定年前再任用 短時間勤務職員及 び特定業務任期付 短時間勤務職員等 にあっては、その

から当該出産の日以後1年| を経過する日までの期間に ある場合において、当該出 産に係る子又は小学校就学 の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。)を 養育する職員が、これらの 子の養育のため勤務しない ことが相当であると認めら れる場合

15 中学校就学の始期に達す るまでの子(配偶者の子を 含む。以下この項において 同じ。)を養育する職員 が、その子の看護(負傷 し、若しくは疾病にかかっ たその子の世話又は疾病の 予防を図るために必要なも のとして管理者の権限を行 う知事が定めるその子の世 であると認められる場合

話を行うことをいう。)の ため勤務しないことが相当

16 要介護者の介護その他の 管理者の権限を行う知事が 定める世話を行う職員が、 当該世話を行うため勤務し ないことが相当であると認 められる場合

員 及び特定 業務任期付短時間 勤務職員等にあっ ては、その者の勤 務時間を考慮し、 管理者の権限を行 う知事が定める日 数)の範囲内の期 間

一の年度において 5日(小学校就学 の始期に達するま での子が2人以上 の場合にあっては 10日、育児短時間 勤務職員等、再任 用短時間勤務職員

及び特定業 務任期付短時間勤 務職員等にあって はその者の勤務時 間を考慮し、管理 者の権限を行う知 事が定める日数) の範囲内の期間

一の年度において 5日 (要介護者が 2人以上の場合に あっては10日、育 児短時間勤務職員 等、再任用短時間 勤務職員 び特定業務任期付 短時間勤務職員等 にあってはその者 の勤務時間を考慮 し、管理者の権限 を行う知事が定め る日数)の範囲内 の期間

17・18 略

19 夏季における盆等の諸行 事の場合又は職員が心身の 健康の維持及び増進若しく は家庭生活の充実を図る場

一の年の7月から 9月までの期間内 における6日(育 児短時間勤務職員 等、再任用短時間 勤務職員 及 び特定業務任期付 短時間勤務職員等 にあっては、その

(11)

	者の勤務時間等を 考慮し、管理者の 権限を行う知事が 別に定める日数) の範囲内の期間		者の勤務時間等を 考慮し、管理者の 権限を行う知事が 別に定める日数) の範囲内の期間
20~22 略		20~22 略	

附 則

- 1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された企業職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同項の規定により採用された企業職員とみなして、この管理規程による改正後の栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程第2条第3項及び第5項、第4条第1項、第5条、第6条第1項及び第5項、第11条第1項、第15条第3項、第22条並びに別表第1の規定を適用する。

栃木県公営企業管理規程第6号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。 令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

前

正

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(栃木県職員に準ずる給与)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公 務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1 項の規定により採用されたもの及び地方公共団体 の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14年法律第48号) 第5条の規定により採用された ものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手 当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 単身赴任手当、特地勤務手当(条例第8条の3に 規定する手当を含む。)、超過勤務手当、休日 給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、特定任期 付職員業績手当及び退職手当の支給については、 当分の間、職員の給与に関する条例(昭和27年栃 木県条例第1号)の行政職給料表及び一般職の任 期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県 条例第3号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条 に規定する単純な労務に雇用される一般職に属す る職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 27年栃木県条例第56号)が適用される職員の例に よる。

2 · 3 略

(管理職員特別勤務手当)

第7条 条例第12条の2第1項に規定する管理職員 特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額と (栃木県職員に準ずる給与)

改

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公 務員法(昭和25年法律第261号)<u>第2</u>8条の5第1 項の規定により採用されたもの及び地方公共団体 の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14年法律第48号) 第5条の規定により採用された ものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手 当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 単身赴任手当、特地勤務手当(条例第8条の3に 規定する手当を含む。)、超過勤務手当、休日 給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、特定任期 付職員業績手当及び退職手当の支給については、 当分の間、職員の給与に関する条例(昭和27年栃 木県条例第1号) の行政職給料表及び一般職の任 期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県 条例第3号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条 に規定する単純な労務に雇用される一般職に属す る職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 27年栃木県条例第56号)が適用される職員の例に よる。

2 • 3 略

(管理職員特別勤務手当)

第7条 条例第12条の2第1項に規定する管理職員 特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額と する。ただし、勤務に従事する時間が6時間を超 える場合にあっては、その額に100分の150を乗じ て得た額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員(条例第4 条に規定する職にある職員をいう。以下同 じ。) 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

ア~オ 略

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法 第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時 間勤務職員をいう。以下同じ。)である管理職 員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に 定める額
 - ア 局長及び次長 11,000円
 - イ 参事及び経営企画課長 9,000円
 - <u>ウ</u> 本庁の課長(経営企画課長を除く。) 7,000円
 - 工 所長、総務主幹、主幹及び班長 5,000円
 - オ 支所長 3,000円

<u>(3)</u> 略

- 2 条例第12条の2第2項に規定する管理職員特別 勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に 応じ、勤務1回につき当該各号に定める額とす る。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 局長及び次長 6,000円
 - <u>イ</u>参事及び経営企画課長 <u>5,000円</u>
 - <u>ウ</u> 本庁の課長(経営企画課長を除く。) 4,000円
 - 工 所長、総務主幹、主幹及び班長 3,000円
 - <u>オ 支所長 2,000円</u>
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定 める額
 - ア 局長及び次長 5,500円
 - イ 参事及び経営企画課長 4,500円
 - <u>ウ</u> 本庁の課長(経営企画課長を除く。) 3,500円
 - 工 所長、総務主幹、主幹及び班長 2,500円
 - <u>才</u> 支所長 1,500円
- 3 4 略

附則

- 1 略
- 2 第2条の規定によりその例によることとされる 職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用 を受ける企業職員に対する第7条第1項及び第2 項の規定の適用については、当分の間、同条第1 項第1号及び第2項第1号中「定める額」とある のは、「定める額に100分の70を乗じて得た額

する。ただし、勤務に従事する時間が6時間を超える場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 条例第4条に規定する職にある職員

_____ 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ 次に定める額 ア〜オ 略

(2) 略

- 2 条例第12条の2第2項に規定する管理職員特別 勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に 応じ、勤務1回につき当該各号に定める額とす る。
 - (1) 局長及び次長 6,000円
 - (2) 参事及び経営企画課長 5,000円
 - (3) 本庁の課長(経営企画課長を除く。) 4,000円
 - (4) 所長、総務主幹、主幹及び班長 3,000円
 - (5) 支所長 2,000円

3 • 4 略

附則

- 1 略
- 2 第3条第1項に規定する職員に支給する給料の 特別調整額は、平成19年4月1日から平成22年3 月31日までの間、同条第3項の規定にかかわら ず、当該職員に係る別表第3の給料の特別調整額 欄に定める額からその100分の10に相当する額 (その額に1円未満の端数を生じたときは、これ

手 当 の 額

1 目

400円

(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じた ときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第4 (第4条関係)

類

種

支給を受ける

者の範囲 発電施設|発電施設の巡

管理業務│視、点検、検

手当 査、操作又は 修繕に従事し た職員 300円 発電施設の運 1 目 転に従事した ただし、宿直を命じ 職員 られた職員が当該宿 直の前後において発 電施設の運転に従事 した場合は、当該宿 直の前後を通じて1 日とみなす。 350円 水道施設|水道施設又は 1 目 管理業務 工業用水道施 手当 設の巡視、点 検、検査、操 作又は修繕に 従事した職員 水質検査のた 1 目 200円 めの業務に従 事した職員 略 坑内 、道 危険手当 路上 高圧設備に近 接する箇所 (1 m 以 内)、<u>深所</u> __(地表下4 m以上)、足 場の不安定な <u>高所</u> (地 上10m以上) 等の危険箇所

を切り捨てた額)を減じた額とする。

別表第4 (第4条関係)

種 類	支給を受ける 者の範囲	手 当 の 額				
発電施設 管理業務 手当	電施 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	1日 <u>750円</u> <u>1日 1,000円</u> 1日 <u>500円</u> ただし、宿直を命じ				
) Ma Ma 211	職員	られた職員が当該宿 直の前後において発 電施設の運転に従事 した場合は、当該宿 直の前後を通じて1 日とみなす。				
水道施設 管理業務 手当	水道施設又は 工業用水道施 設の巡視、検 検、検査、操 作又は修繕に 従事した職員	1日500円 (坑内作業、高圧接 近作業(1 m以 内)、深所作業(地 表下4 m以上)、足 場の不安定な高所作業(地上10 m以上) に従事した場合に あっては、1日750円)				
略	水質検査のた めの業務に従 事した職員	1日 500円				
危険手当	坑内 <u>作業</u> 、道 路上 <u>の作業</u> 、 高圧接近作業 (1 m 以内)、 業(地大)、 場の不業(地上)の不業(地上10m以上)	略				

での作業、塩 素取扱作業又 は特殊薬品取 扱作業に従事 した職員 <u>豪雨等異常な</u> <u>1</u> <u>巡視</u> <u>1日につ</u> 自然現象又は き350円 (夜間に 1時間以上従事し 大規模な事故 た場合にあって により重大な は、530円) <u>災害が発生</u> し、又は発生 2 巡視以外 1日 につき530円(夜 するおそれの ある場合の屋 間に1時間以上従 事した場合にあっ 外業務に従事 した職員 ては、800円)

- 注 同一の日に、2以上の業務又は作業(以下「業務等」という。)に従事し、当該業務等がそれぞれ発電施設管理業務手当(発電施設の運転に従事した職員に係るものを除く。)、水道施設管理業務手当又は用地交渉手当(以下「発電施設管理業務手当等」という。)の支給要件に該当する場合は、1日につき当該業務等に従事した場合に支給する発電施設管理業務手当等のうちいずれか最も高額の発電施設管理業務手当等を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該発電施設管理業務手当等とそれぞれ当該各号に定める特殊勤務手当を併給する。
 - (1) <u>発電施設の運転に従事した場合</u> <u>発電施設管</u> <u>理業務手当(発電施設の運転に従事した職員に</u> 係るものに限る。)
 - (2) 発電施設、水道施設又は工業用水道施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕に従事した場合であって、これらの業務等が危険手当の支給要件に該当するとき 危険手当

表取扱作業又 は特殊薬品取 扱作業に従事 した職員

- 注 1 発電施設管理業務手当及び水道施設管理業 務手当は出先機関に所属する職員に、用地交 渉手当及び危険手当は本庁に所属する職員に ついて適用する。
 - 2 同一の日に、2以上の業務又は作業(以下 「業務等」という。)に従事した場合は、1 日につき当該業務等に従事した場合に支給す る特殊勤務手当のうちいずれか最も高額の特 殊勤務手当(それらの特殊勤務手当の額が同 額の場合はいずれか一方の特殊勤務手当)を 支給する。ただし、発電施設の運転に従事し た場合については、特殊勤務手当を併給す る。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは 第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された企業職員をいう。以下同じ。)のうち、地 方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同項の 規定により採用された企業職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この管理規 程による改正後の栃木県企業局企業職員給与規程第2条第1項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この管理規程による改正後の栃木県企業局 企業職員給与規程第7条第1項及び第2項の規定を適用する。

栃木県公営企業管理規程第7号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。 令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 I 電気事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1 II 水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1 III 工業用水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1 IV 用地造成事業会計・地域総合整備事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)事業資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(9)営業費用の表並びに別表第1 V施設管理事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)事業費用の表中

Γ	法定福利費	法定福利費 会計年度任用職員 法定福利費	「 を	法定福利費	法定福利費 会計年度任用職員 法定福利费	に改める。
		報酬等社会保険料			法定福利費	

附則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経営企画課)